



平成 26 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

第二次第三者委員会による中間報告書の不開示理由について

当社は、平成 26 年 5 月 16 日付「第二次第三者委員会の調査結果について」にてお知らせしたとおり、同委員会から、同年 3 月 18 日に中間報告書の提出を受けております。

第二次第三者委員会は、関係人らの責任の所在等の原因について調査を行ったものであり、その結論も踏まえ、当社は、平成 26 年 6 月 24 日付「刑事告発に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、平成 26 年 5 月 29 日、2010 年に行われた合計 3,000 万米ドルの社外流出事件について、当社グループの元従業員を東京地方検察庁に刑事告発しました。

上記中間報告書の内容は、当然に特定個人の刑事責任にかかわるものであり、当社に捜査機関から当該告発に係る事件の起訴・不起訴に関する通知がなされておらず、当該事件の捜査が未だ終結していない現段階で上記中間報告書を開示すること（その要約版の作成・開示も含みます。）は、当該開示により捜査に支障を及ぼす可能性や関係者のプライバシー保護等の観点から適切でない判断されたため、当社は、平成 26 年 5 月 16 日付開示資料において「捜査開始以前に開示する性質のものではなかった」として開示を見送りましたが、引き続き上記中間報告書の開示を差し控えることとしており、当面の間、上記中間報告書については不開示とする予定です。今後、上記中間報告書を開示するか否かの方針につきましては、捜査状況の推移を見て決定する予定としておりますため、開示の可否や日時に関する具体的な目途は立っておりませんが、方針が決定次第開示させていただきます。

また、当社の第二次第三者委員会の調査につきましては、上記中間報告書の提出をもって終了したものとする予定です。平成 26 年 5 月 16 日付開示資料において「第二次第三者委員会の今後の取扱いにつきましては可及的速やかに決定したい」としておりましたが、当社の方針は今後の捜査状況を見て正式に決定したいと考えており、決定次第開示させていただきます。

なお、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」第 2 部（指針）の第 1 の 2「説明責任についての指針（調査報告書の開示に関する指針）」には、「③ 企業等が調査報告書の全部または一部を開示しない場合には、企業等はその理由を開示すること。また、全部または一部を非公表とする理由は、公的機関による捜査・調査に支障を与える可能性、関係者のプライバシー、営業秘密の保護等、具体的なものでなければならないこと。」と定められており、当社はこのガイドラインに沿って上記不開示を決定しております。

以上